

Title	〔労働法七四〕 地方公営企業職員のピケッティングの正当性(最高裁第三小法廷昭和四五年六月二三日決定)
Sub Title	
Author	阿久沢, 亀夫(Akusawa, Kameo) 社会法研究会( Shakaihō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.5 (1971. 5) ,p.119- 124
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710515-0119">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710515-0119</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 〔労働法 七四〕 地方公営企業職員のピケットティングの正当性

札幌市労組事件  
最高裁第三小法廷昭和四二年(四)第一二七三号  
昭和四五年六月二三日決定  
初審札幌地裁、昭和四一年五月二日判決  
控訴審札幌高裁、昭和四二年四月二七日判決

【事実】この事件は、札幌市役所関係労働組合連合会(以下単に「市労連」という)が行なつたストライキに伴い、札幌市の交通部門における電車の車庫附近におけるピケットティングをめぐる最高裁の判断である。被告人三名は、ストライキ当時すなわち昭和三七年一〇月頃それぞれ組合の役職に就いており、市労連は傘下五単位組合によつて構成され、昭和三五年一〇月頃から同三六年末にかけて札幌市当局と懸案事項について団体交渉を行なつていたが妥結に至らず、市労連は昭和三七年五月七日要求事項を追加し、なお団体交渉に入つたがこれもまた妥結することができず、遂に団体交渉を打ち切り、同年六月八日札幌市当局が、妥結をみないまま当局主張率によつて夏期手当を一方的に支給したことによつて市労連は硬化し、リボン闘争、坐り込み、定時退庁、交通部門の時間外労働に対する協定の更新拒否等の挙に出た。市当局は、同年六月一一、一二、一三日の三日間にわたり市労連からの団体交渉を拒否し、一四日に至りようやく団体交渉に応じたが、一五日この団体交渉は決裂するに至つた。そこで市労連は、交通部門における電車、バス乗務員の乗務拒否を行なうこととなりこれを指令した。

以上のような状態のもとにおいて本件は発生したのであり、同年六月一五日午前一〇時頃、被告人三名を含む組合員約四〇名は、札幌市交通局中央車庫門扉附近で、上司の命令により出庫しようとした組合員二名が搭乗する第二二二号電車およびそれに後続する車両の進行をピケットティングを張ることによつて約三〇分間にわたり阻止した。右のピケットティングは、組合員が乗務員を説得するに当つてその成果に悪影響をおよぼすと思われた一条営業所長Sを門扉内に入れないとかたかたちで開始され、この状態を知つた電車部長Kが、電車の運行を確保するとともに組合員に以上ピケットティングが違法である旨を警告するよう部下の課長二名にこれを命じ、その課長が右行為を実行に移すことによつて混乱を生じてきた。そして第二二二号電車は、門扉の約四メートル手前まで進行してきたが、組合員は第二二二号電車の前面に駆け寄つて立ち塞がり、乗務員に対し下車するよう叫びかけた。そこでS所長およびその部下の課長は、整備課の組合員とともに市労連の組合員の手や肩を引つ張り、あるいはその身体を押しつける等して実力で第二二二号車の前から組合員を排除しにかかった。この状態を見ていた整備課の組合員約二〇名

は、組合員同士を衝突させるような当局の態度にためりかね、市労連組合員に合流し、混乱状態が五ないし一〇分間続いたが、当局側は一旦これを中止するのやむなきに至つた。この間組合員側の者が搭乗員に対し、暴行脅迫を加え、あるいは当局側の者に対し積極的に押し返したり、殴る蹴る等の行為に出たことは全くなかつた。また市労連組合員らに当初から電車を押返すような動きがあつたと認められぬし、整備課の組合員が組合側に合流したについて被告人らの煽動ないし指揮があつたとも認められず、右の状態は、第二回目の当局の排除行為によつて引き起された混乱の場合にもならなるところがなかつた。また当日の午前一〇時二分頃警察官が警告を發し、ピケ排除にかかるや組合員はほとんど何らの抵抗も示さず二二二号車前前から退去し、二二二号電車を始めとして多くの電車が営業路線に出ることができた。

ところで右ピケティングに参加した組合員中三名の被告が威力業務妨害罪に問われたのが本件であり、第一審は無罪、控訴審も同じく威力業務妨害罪の成立を認めない結論をとつた。右兩判決においてその理論構成には多少異なるところがあるが無罪の結論は同一である。そこで檢察官が判例違反、法令違反、事実誤認を理由として上告したのが本件であり、最高裁は、本件各上告を棄却した。なお判決は二名の裁判官による少数反対意見がある。

【判旨】 上告趣意書の判例違反については次のように述べる。すなわち「昭和三十一年一月一日第三小法廷判決(刑集一〇卷一四二頁)は、暴行、脅迫または威力をもつてする就業中止要求が具体的事情のい

かんを問わず常に違法であるとしているわけでないから、前提を欠き、昭和二十五年一月一日大法廷判決(刑集四卷一頁)はいわゆる生産管理に関するものであり、昭和二十七年一月二二日大法廷判決(刑集六卷九頁)は、組合員以外の部長等がしていた作業を妨害した事案(刑集八卷五七頁)は、組合員以外の部長等がしていた作業を妨害した事案(刑集八卷五七頁)は、組合員以外の部長等がしていた作業を妨害した事案(刑集八卷五七頁)は、会社が新たに従業員として採用した者、労働組合から脱退して従業員会に加入した者および組合員以外の職員で続行していた出炭業務を妨害した事案についてのものであり、同年二月二五日第一小法廷判決(刑集二卷一六頁)は、組合員以外の庶務課長などの送電継続行為を妨害した事案についてのものであり、昭和三十三年二月二六日広島高等裁判所岡山支部判決は、組合員以外の従業員の電車運転業務を妨害した事案についてのものであり、また、昭和三十九年二月一日札幌高等裁判所判決は、国鉄業務の正常な運転を妨げ、これに打撃を加えるなどの目的で、機関車の出区を妨害し、臨時貨物列車の発車を遅延させることを策した事案についてのものであつて、いずれも、組合員たる被告人らが単に同盟して罷業し、争議脱落組合員の就業を阻止して、組合の団結がみだされ同盟罷業がその実効性を失うのを妨ごとくとしたに過ぎない本件には適切でなく、上告適法の理由にあたらぬ」としている。

そして、「被告人らは、他の約四〇名とともに、札幌市交通局中央車庫門扉附近において市電の前に立ちふさがり、その進行を阻止して業務の妨害をしたというのであつて、このような行為は、それが争議行為として行なわれた場合においても、一般には許容される

べきものとは認められない。しかし、同じ原判決によると、右行爲は、被告人らの所属する札幌市役所関係組合連合会が、昭和三五年一〇月ごろから、札幌市職員の給与、手当、有給休暇その他の勤労条件の改善等、職員の正当な経済的地位の向上を目ざした団体交渉の要求を続け、かつ、この要求について早期解決を図るべき旨の北海道地方労働委員会の調停や札幌市議会総務委員会の勧告があつたのにもかかわらず、札幌市当局が不当に団体交渉の拒否や引延しをはかつたため、一年有余の長期間をむだに過ぎせられたのみならず、かえつて、当局の者から、ストをやるというのであればやれ、などと誠意のない返答をされるに至つたので、やむなく昭和三七年六月一五日午前六時ごろ、団体交渉における労使の實質的対策を確保するため、交通部門における市電・市バスの乗務員の乗車拒否を主眼とする同盟罷業に踏み切つたものであるところ、このような行爲に出たいきさつおよび目的が人をなつとくさせるに足りるものであり、その時間も、もみ合つた時間を含めて約三〇分であつたといふのであつて、必ずしも不当に長期間にわたるものとはいえないように、その間直接暴力に訴えるというようなことはなく、しかも、實質的に私企業とあまり変わりのない札幌市電の乗客のいない車庫内でのできごとであつたといふのであるから、このような事情のもとでは、これを正当な行爲として罪とならないとした原判断は、相当として維持することができる。」としてゐる。

【評釈】 判旨結論に賛成であるが、その論旨にはなお検討すべき点がある。

一 この判例は、いくつかの重要な問題点を含んでいる。すなわち第一には、争議行爲におけるピケッティングの地位づけと把握のし方においてであり、従来当局側ともみあいをしその間において積極的な物理力を使用してピケットラインを確保しようとした行爲に對して有罪判決の出る可能性は強かつた。しかし本件においては、積極的な物理力の使用が無罪の判断を受けたのであつて、その論理構成においては十分な検討をなお必要とするように思われるが、ともかくピケッティングを争議行爲の性格と結びつけながら法的に認識したことは注目すべきである。次に、この判決は、全通中郵事件最高裁大法廷判決（昭和四一年一〇月二六日判決）以降における公共企業体等および地方公営企業におけるピケッティングの判決として、全通横浜中郵事件最高裁大法廷判決（昭和四五年九月一六日判決）ともきわめて重要な判決である。全通東京中郵事件以降、公共労働者における争議行爲がどのように判断されるか、全通東京中郵事件においては、いまだ具体的に各事実について判断されているとはかぎらず、いまだその原則論が打出されたというに過ぎないといえよう。ところがこの判決は、ピケッティングを通じて、その争議行爲の正当性を推定しているものであることに特長を持つてゐる。第三には、第二の場合を考へるとき当然に考察されなければならないことであるが、地方公営企業の労働者は、地公労法一一条により争議行爲を禁止されているのであるが、その争議行爲に随伴して生ずるピケッティングが労働刑法上無罪ということ、この判断は地公労法の適用になる労働者の争議行爲に對する全般的評価にならなか

の影響を与えるものにならないかどうか。そしてそこでは地公労法  
一条の解釈に対してなんらかの影響を投げかけるものであること  
を見逃すことができないわけで、どの程度の影響を与えるものであ  
るのか、それは単に労働刑法上無罪であるということが明らかにな  
り、その限度において地公労法一条に影響を与えるに過ぎないと  
のみ理解することで終るのかどうか。以上の諸点を中心として注目  
すべき判断を下しているというべきである。

二 物理的威力をもつてピケッティングを守ることは一般的には  
違法であるとしながら、諸般の事情を考慮した上でかならずしも違  
法とはならない旨の最高裁判断が示されたのが昭和三十一年であつた  
三友炭鉱事件、最高裁小法廷、昭和三二・一二・一一判決。その後羽幌  
炭鉱事件（最高裁大法廷、昭和三三・五・二八判決）に右の諸般の事情  
は継受され、この判決におけるピケッティングは、違法と判断され  
たにもかかわらずその根底には諸般の事情を考慮する考え方が流れ  
ており、最高裁においては、この基本的考え方を容認する態度を示  
すことになつたのである。しかしその後ピケッティングに関する判  
決はかならずしも物理的威力を用いたピケッティングを合法である  
とするに至らず、電産財田事件（最高裁小法廷、昭和三三・一二・二  
五判決）、岡山電気軌道事件（最高裁小法廷、昭和三六・六・二八判決）、  
池田機関区事件（最高裁小法廷、昭和三九・一二・一一決定などにおい  
て、一貫して物理的威力を伴つたピケッティングは違法であるとの  
立場がとられた。とりわけ電産財田事件においては、「同盟罷業は必  
然的に業務の正常な運営を阻害するものではあるが、その本質は労

働者が労働契約上負担する労務供給義務の不履行にあり、その手段  
方法は、労働者が団結してその持つ労働力を使用者に利用させない  
ことにある」との基本的態度が取られたのである。そしてこの考え  
方は、労務供給義務の不履行を集団的に行なうことは違法でなく、  
これこそ争議行為であるとの考え方に立つというべきであろうし、  
集団的労務供給義務の不履行を確保するため補助的手段としてピケ  
ッティングを認めようとする態度と思われる。しかし以上判決は、  
つづいて「使用者側がその対抗手段の一種として自らなさんとする  
業務の遂行に対し暴行脅迫をもつてこれを阻止するがごとき行為は  
もちろん、不法に使用者側の自由意思を抑圧し、或はその財産に対  
する支配を阻止するような行為をすることは許されぬ」として、  
労務提供義務の不履行ではなく使用者の財産権の側から、暴行脅  
迫、不法な使用者側の自由意思の抑圧、使用者の財産に対する支配  
の阻止などを違法な行為として判断する。以上の考え方の中には、  
たしかに「同盟罷業≠不作為」論が正面にたてられ、そして「諸般  
の事情」はこの不作為論とどう関連するのかわきらかにされないま  
ま、ほとんど言葉のあや、口さきだけの原則にとどめられていたよ  
うである（佐藤昭夫「札幌市労連最高裁決定とピケット」（権の展開）労働法律旬報七五六号四頁引用）との批判が妥当するの  
であるが、そこにおいて以上三つの行為は、違法であるとしてもそ  
れらの行為を伴わないピケッティングはかならずしも違法ではない  
と考えているようである。たしかに諸般の事情は、ほとんど表面に  
おいて考慮の対象とされていないことは事実であるとしても——こ  
の態度が妥当であるとは考えられないが——、ここでは労務提供義

務の集团的な不行為の確保が、ピケットイングを通じて行われることはかならずしも違法とはしていないといふべきである。つまり違法なのは暴行脅迫とか不法な使用者側自由意思の抑圧、使用者の財産に対する支配の阻止などの行為としてゐる。ところでピケットイングにおいて以上の合法、違法とされる行為を明確に二つに区分することはかなり重大であり困難であるといえる。しかしこの事件においては右の二つを区別しようとする態度が取られているわけである。

つまりこの事件のピケットイングは、争議脱落者の就労により、組合の団結が紊され、争議行為がその実効性を失うに至るのを防止するものであつて、それはあくまで業務運営を阻害することを目的としたものでないといふべきである。この事件において組合が業務妨害を最初から意図したならば、乗務用の道具を保有したであらうし、「職制等電車を出した場合には放置してよい」という考え方が持たれていたし、本件のピケ行為が突発的、非計画なものであつたことなどを考えると最初から運行阻止を目的としたものではなく、あくまでも争議行為の補助手段としての物理的威力を伴つたピケットイングと判断されたのは正当であらう。

ところで既に述べた諸般の事情に対する配慮は、どうしたのであらうか。たとえば「ピケットに対する態度が暴力的であつたり、挑発的である場合には、それに対応してなされたピケットの許容性の範囲はかなり広いものとなるであらう。」し、「就労しようとする者を単に言論で説得する行為のみならず、就労しようとする者に対して、スクラムを組んで説得の契機を作り、これを説得するために相

当と考えられた時間立ち止まらせる行為も、言論による説得を可能ならしめるための予備的行為として、許容せられる。」(東京新聞事件、東京地裁、昭和四四・二〇・一八判決)のかどうか、つまり集团的労働力提供義務の拒否と、その確保のためのピケットイングは、諸般の事情を考慮しながらなお許容の範囲を拡大する傾向を持つといへまいか。

三 この事件は、既に指摘したように地方公営企業労働関係のなかに発生したピケットイングであることにおいてもう一つの特長を持つてゐる。地方公営企業の労働者は、使用者とともに争議行為を禁止されているのであるが、この禁止がなを意味するものであるかがまず理解されなければならないであらう。前述の全通中郵事件において、最高裁大法廷は、「争議行為が労組法一条一項の目的のためでなくして政治的目的のために行なわれたような場合であるとか、暴力を伴う場合であるとか、社会の通念に照らして不当に長期に及ぶときのように国民生活に重大な障害をもたらず場合」(最高裁例集、〇巻八号)には、正当性を欠き刑事制裁の対象となつてゐる。すなわち右判例は、争議行為が刑事制裁の対象となることを特別の場合に予定してゐるわけである。ところで、ピケットイングそれも物理的威力を伴うピケットイングについてどう考えるかについて明らかにしてゐない。右判例において地公労法一条違反の争議行為に対してもなお労組法第一条二項が適用されることが明確にされているが、労組法第一条二項が「いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されるはならない」と規定

しているが、物理的威力を伴うビケッティングは、右の暴力の行使に入らないとみるのかどうか。この事件においては、可罰的違法性がないとみるのか、修正機能が働いているとみるのかその点かならずしも明らかでなく、またいかなるものがそのような可罰的違法性なり違法性がなくなるようにしむけているのか、そうなる根拠がどこにあるのか明らかでない。ただいえることは、全通中郵事件の判旨理論をなお展開しながら次のような点に到達したことは事実といえるようである。すなわち物理的威力を伴うビケッティングといえ

ども、暴力の行使に該当しない本件のような場合があることを明らかにしている点注目しなければならない。またスト破りを行なおうとする者が何人であるかによつて、つまり職制であるのか脱落組合員であるのかによつてビケッティングは違法とも合法ともなることを明らかにし、まさにその部分においては諸般の事情の考え方を導入してきたかにみえるのである。

(岡久沢 龜夫)

## 〔最高裁判事例研究 八四〕

昭四四二一(最高民集二三卷一  
一号二二五二頁)

応訴と消滅時効の中断

根抵当権設定登記抹消登記請求事件(昭四四・一一・二七第一小法廷判決)

第一審において、X(原告・控訴人・上告人)は次のように主張した。X所有の宅地及び建物につき、訴外A商店を根抵当権者とする債権極度額五〇万円の根抵当権設定登記が昭和三二年六月一〇日に為され、次いでその権利が昭和三六年八月一五日にY(被告・被控訴人・被上告人)へ移転した旨の根抵当権移転登記がなされているが、Xは訴外Aと右の如き金円借用手形割引契約締結による根抵当権設定の登記手続をした事

実はない。又、Yが右契約を承継することに同意した事実もない。従つて、右登記はいずれも無効であり、その抹消登記手続を請求する、と主張して昭和三七年四月三〇日に訴提起した。これに対して被告Yは、昭和三七年六月一日付で提出し、同月七日の第一回口頭弁論期日で陳述した答弁書において、YはA・X間の手形割引契約をAから承継し、同時に同三六年八月一日現在の確定債権額五〇万円を譲受け、AからXにその通知が為された旨主張した。第一審判決はY主張の確定債権とそれに伴う抵当権譲受けの事実を認め、Xの請求を棄却したので、X控訴。控訴審でのYの陳述(昭和四〇年九月一〇日の控訴審第四回口頭弁論期日)によると、Aは昭和三二年頃からXとその長男Bを共同の相手方と